

# ＊産後ケアのご利用を考えている方は、必ずご一読ください＊

令和4年9月作成

## 佐倉市産後ケア事業の利用にあたって

### ① はじめに

- 施設の空き状況や感染症の流行状況等により、ご希望に添えない可能性があります。
- 利用者負担金は、**現金**でお支払いください。お支払い方法の詳細は、ご利用の施設にご確認ください（訪問型の場合は、訪問の際に訪問担当の助産師にお支払いください）。
- 施設利用中は外出ができません。
- 施設利用中の面会の条件等は施設によって異なります。ご利用の施設にご確認ください。

### ② 新型コロナウイルス感染拡大防止

佐倉市では、新型コロナウイルスの感染症の流行を受け、産後ケアを安全に利用していただくために感染拡大防止に努めております。利用する皆様には、以下の点にご理解ご協力をお願いしています。

- ご自身やお子さま、ご家族の体調不良の際は、利用を控えてください。利用をとりやめ、または変更する場合は、必ず予約した施設（訪問型の場合は訪問担当の助産師）にご連絡ください。
- 家庭内感染が増えていることから、同居ご家族の皆様の健康状態の観察をお願いします。
- ケアを受けるときは、不織布マスクの着用や手指の消毒など感染対策を心がけてください。
- 可能な限り、不織布マスク着用のご協力をお願いしております。不織布マスクの着用が難しい場合は布マスクでも差し支えありません。
- 一部の施設については、健康観察表の記載及び施設へのご提出をお願いしています。

### ③ キャンセルについて

- 利用日の前々日までに、実施施設（訪問型の場合は訪問担当の助産師）に直接ご連絡ください。
- キャンセルの時期により、キャンセル料をお支払いいただくことがあります。

### ④ 宿泊型・日帰り型産後ケア利用時の体調不良時の対応について

- 利用期間中は、施設での医療行為や薬の処方はできません。利用中に体調不良になった場合は利用を中止し、医療機関の受診を勧める場合があります。
- 利用中に利用者またはお子さまに発熱や風邪の諸症状など感染症の疑いがあるときや、明らかな体調不良が認められるときは、利用期間中であっても退所させていただきます。

(裏)

⑤ 施設利用中の服薬について

---

- 利用中に服薬が必要な場合は、利用者ご本人が管理を行ってください。
- 出産後に鉄剤などの服薬が必要な方で、利用期間中も服薬する場合には、出産された医療機関にて十分な処方を受けてから入所してください。

⑥ 施設利用中のきょうだいの利用について

---

- 宿泊型及び日帰り型産後ケアをご利用される場合は、きょうだいの利用（入所）はできません。

※一部の施設では院内に保育園を併設しております（有料、応相談）。

⑦ 施設・事業者との情報共有

---

- 佐倉市産後ケア事業業務委託契約及び「産後ケア事業申請書兼同意書」の同意書に基づき、産後ケア利用後、各施設／事業者から、お母さんやお子さまの健康状態等について佐倉市に情報提供されます。
- 産後ケア利用後の健康状態の確認や支援のため、保健センターからお電話をすることがありますので、以下の電話番号から連絡が入った際は、必ず電話に出てくださいようお願いいたします。

- 健康管理センター 043-485-6712
- 西部保健センター 043-463-4181
- 南部保健センター 043-483-2812

⑧ 災害時の対応

---

- 火災や地震等の災害時の避難経路は、利用の際にご確認ください。万が一施設利用中に災害が発生した場合は、施設職員の指示に従って行動してください。

佐倉市健康推進部 母子保健課 母子保健班 産後ケア事業担当 電話番号：043-485-6712
---